

平成30年度「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」  
成果報告書

教育委員会名	栃木県教育委員会
事業開始年度	平成30年度

## Ⅱ 詳細報告

### 1. 推進地域の概要

(1) 推進地域内の児童生徒等の状況（平成27年5月1日現在） 【公立のみ】

①推進地域内の全学校のうち、病気やけがにより転学等を行った児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
36人	28人	0人	0人	0人	6人	70人

②推進地域内の全学校のうち、長期入院（年間延べ30課業日以上）した児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
16人	19人	0人	15人	0人	73人	123人

### 2. 事業の内容

(1) 現状の分析と事業の目的

【体制整備・連携方法について（公募要領（イ））】

(イ) 後期中等教育を受ける入院生徒が、退院後に復学又は転学を円滑に行えるよう、関係機関の連携方法の研究

(イ) - 1 県立高等学校を対象とした入院生徒の実態把握

平成25年度文部科学省調査「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」により、本県県立高等学校の長期入院生徒の状況は把握していたが、生徒の入院先や、入院生徒を支援する上で高等学校が抱えている課題等については十分に把握できていなかった。そこで、まずは、県立高等学校を対象とした入院生徒の実態調査を実施し、入院生徒のより詳細な状況及び支援上の課題等を確認する必要がある。

(イ) - 2 入院生徒への教育支援についての周知・説明

高校生を対象とした支援については、平成29年11月から、2つの大学病院内にある特別支援学校分教室（自治医科大学附属病院内岡本特別支援学校おおるり分教室及び獨協医科大学病院内栃木特別支援学校ひばり分教室）において、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援を開始した。

県立高等学校及び県内私立高等学校に対しては、それぞれの校長会において入院生徒への教育支援について周知を図ったが、概要説明にとどまっており、実際に生徒が入院することになった場合の具体的な支援内容や方法等については、十分な情報提供ができていなかった。また、病院関係者については、子ども医療センターの医師や看護師等へ周知がなされたものの、他の診療科への周知はなされておらず、その結果、入院した高校生の全てが本事業についての情報を得られる環境は整っていなかった。そこで、病院と連携しながら周知を進める中で、特に、入院生徒のいる高等学校等に対しては、丁寧に説

明を行う必要がある。

### (イ) - 3 入院生徒が意欲的に学習に取り組みやすい環境の整備

平成 29 年度の特別支援学校分教室による支援は、おおるり分教室では週 1 回、1 時間、ひばり分教室では週 5 回、各 1 時間 30 分を設定しており、おおるり分教室で支援希望のあった 1 名の入院生徒に対して支援を行った。しかしながら、入院生徒の治療の状況や体調によって、学習意欲があっても、支援可能な時間及び回数設定上、支援を実施できないことがあり、特別支援学校分教室では、小・中学部の児童生徒の授業時間に高校生が教室を使用することは難しいという課題もあった。そこで、支援時間及び高校生が学習する場所の拡大について検討が必要である。また、対象についても子ども医療センターに入院する生徒のみであり、高校生が子ども医療センター以外の診療科に入院しているケースも多い状況を鑑みると、病院の理解を得ながら、支援可能な診療科を広げていくことが求められる。

支援申込については、特別支援学校のセンター的機能の活用の手続同様、高等学校等から分教室のある特別支援学校に申し込むこととしている。しかし、入院生徒及び保護者が主治医の許可を得て支援が開始されるまでの担当者及びその役割分担が明確になっていない。そこで、支援の手続についても具体的に定める必要がある。

以上のような課題を解決するためには、病院関係者と特別支援学校分教室職員が共通理解の下、各分教室におけるその時々課題について検討を行いながら、取組を進める必要がある。また、支援体制構築のためには、その取組についての成果や課題について検証を行い、取組に還元していくことが求められる。

さらに、既に本事業に取り組んでいる他自治体における先進的な取組について情報を得ることで、本県における取組について検討することが有効であると考えられる。

## 【教育機会確保について（公募要領（ウ）・（エ））】

### (ウ) 入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関する研究

#### (ウ) - 1 特別支援学校のセンター的機能を活用した支援の充実

入院生徒への教育支援の主な内容としては、特別支援学校分教室の教員が、入院生徒の自主学習の見守りや高等学校・病院との連絡調整を行っている。しかし、特別支援学校分教室の教員は、小・中学部の児童生徒への指導において、ベッドサイドでの学習等の個別対応をすることも多いことから、今後支援対象となる高校生が増えると、十分な対応ができなくなる可能性がある。そこで、支援の充実のためには、高校生の支援に携わる教員の確保が必要である。

#### (ウ) - 2 特別の教育課程による指導の研究

平成 29 年度に特別支援学校分教室による支援を受けた生徒は、入院が約 1 年間にわたったため、単位修得ができず、原級留置となった。平成 27 年 4 月、学校教育法施行規則の改正等により、疾病による療養のため相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒に対しては、その実態に配慮した特別の教育課程を編成することができ、通信の方法を用いた教育を行う必要があると文部科学大臣が認める場合には、オンデマンド型（一方向・非同期型）の授業も実施できる特例制度が創設された。その特例制度を活用するため、具体的な検討が必要である。

### (エ) 入院児童生徒等に対するタブレット端末等 ICT 機器及び通信機器等の有効な活用方法の研究

#### (エ) - 1 ICT 機器及び使用環境の整備

各特別支援学校分教室において、小・中学部の児童生徒は、各病院のインターネット利用環境下で、

パソコンやタブレットを活用して学習を行っている。しかし、高校生が使用するICT機器は整っておらず、病院の回線を使用するには許可を得る必要がある。また、特別の教育課程を編成して通信による教育を行う場合には、メディアを活用した学習を行うことで効果的な学習が可能となることから、ビデオカメラやパソコン、タブレット端末等の購入、アクセスポイントの設置等の環境を整備する必要がある。

#### (エ) - 2 高校生支援へのICT機器活用に向けた研修

特別の教育課程を編成し、効果的にオンデマンド型の授業を行うためには、高等学校等の教員が、オンデマンド型の授業を実施するための方法を身に付ける必要がある。また、特別支援学校分教室では、小・中学部の児童生徒に対しSkypeを用いて特別支援学校本校と分教室をつなぐ授業を行ったことがあるが、数回程度であり、高校生に対する同時双方向型授業を実施するための知識や技術が十分とは言えない。そこで、ICT機器活用に向け、高等学校及び特別支援学校分教室の教員を対象とした研修を行う必要がある。

## (2) 事業内容と成果

### 【体制整備・連携方法について（公募要領（イ））】

#### (イ) 後期中等教育を受ける入院生徒が、退院後に復学又は転学を円滑に行えるよう、関係機関の連携方法の研究

##### ①取組内容と成果

#### (イ) - 1 県立高等学校を対象とした入院生徒の実態調査の実施

以下のとおり実態調査を実施した。

- ・対象：県立高等学校 61校
- ・期間：平成30年5月10日～5月31日
- ・内容：
  - ・病気やけがによる入院により、休学・転学・退学した生徒数
  - ・病気やけがのため長期（30課業日以上）入院した生徒の状況
  - ・学校が把握している入院先
  - ・長期入院生徒への支援内容
  - ・平成30年5月1日現在の入院中の生徒の状況（入院期間、入院見込み期間）
  - ・入院生徒に対する支援について、現在学校が課題と考えている点や意見

調査結果を踏まえ、生徒の入院先は自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院が全体の7割を占めていることから、各高等学校等がこれまで個別に行ってきた支援をより充実させる形で、高等学校等を軸とした体制を構築し、2院内の特別支援学校分教室において、センター的機能を充実化させることとした。なお、支援に当たり、入院生徒の実態に応じ、在籍校の友人や教員とのつながりを保ちながら入院加療できる体制の整備を目指すこととした。

#### (イ) - 2 入院生徒に対する教育支援についての周知・説明

##### ア 病院における周知

##### a 取組内容

- ・会議における周知（医師の会議、看護師長の会議等）
- ・リーフレットの作成・配布
- ・ポスターの掲示

##### b 成果

リーフレットやポスターは、入院生徒やその保護者に支援の概略を伝える上で有効であった。また、医師や看護師等が病院内の会議において周知を図ったことで、子ども医療センター以外の診療科に対しても本事業について周知することができ、看護師等から特別支援学校分教室に支援の問合せが寄せられるようになった。

#### イ 高等学校等への周知

##### a 取組内容

- ・会議における周知（県立学校長会議，県立学校教頭事務連絡会等）
- ・入院生徒が在籍する高等学校等への説明

##### 【説明内容】

- ・高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制の整備が求められている背景
- ・本事業の趣旨
- ・特別支援学校分教室において生徒が取り組む学習方法の例
- ・高等学校等にお願いしたいこと 等

##### b 成果

入院生徒の在籍する県立高等学校及び県内高等専修学校に対しては、特別支援教育室指導主事が、可能な範囲で学校教育課指導主事とともに訪問して説明を行うことで、高等学校等が安心して支援を行うための一助となり、病院や特別支援学校分教室との連携の必要性についても理解を得ることができた。

#### ウ 県保健福祉部健康増進課・医療政策課との連携

子ども医療センターを所管している医療政策課及びがん対策を推進している健康増進課と連携し、県の福祉行政の動向を確認しながら本事業を進めるとともに、健康増進課長に運営協議会の委員を依頼した。

その結果、本事業の実施について医療政策課からの病院への連絡がなされたことで、病院の事務部にも理解を得て事業を進めることができた。また、健康増進課が作成している「小児がん療養ハンドブック」に高等学校段階における入院生徒の支援の内容について加筆を依頼し、高校生及び保護者への周知に役立てることができた。

#### (イ) - 3 入院生徒が意欲的に学習に取り組みやすい環境の整備

##### ア 学習の場や対象の拡大

連絡会議において入院生徒への対応を検討し、病院内における体制整備等については、医師・看護師・事務職員に協力を依頼した。入院生徒の学習の場は以下の表のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度
おおるり分教室	週 1 回 (火) 15:30～16:30 対象: 子ども医療センター入院生徒	週 4 回 (月・火・木・金) 13:20～14:50 ・子ども医療センター以外の診療科に入院する生徒に拡大 ・病院内多目的室の活用 (病院がインターネット回線を敷設)
ひばり分教室	週 5 回 13:30～15:00 対象: 子ども医療センター入院生徒	週 5 回 13:30～15:00 ・子ども医療センター以外の診療科に入院する生徒に拡大 ・病室に向いての支援, 病院のカンファレンスルームを借用しての支援を実施

#### イ 「入院高校生への学習支援の流れ」(説明資料)の作成・活用

病院関係者、特別支援学校、総合教育センター、栃木県教育委員会（学校教育課及び特別支援教育室）との連絡会議において、医師や看護師、特別支援学校分教室職員の意見を取り入れながら、資料を作成した。

その結果、入院生徒への支援に当たって必要な手続きと役割分担を明確にすることができた。また、本資料を使って高等学校等、特別支援学校分教室及び病院で情報を共有することで、見通しを持った支援を行うことができた。

#### ウ 「学習計画表」の作成・活用

高等学校等、特別支援学校分教室及び病院が入院生徒の学習の計画を共有するため、入院生徒の在籍する高等学校等が、入院生徒の課題一覧を記載した「学習計画表」を作成することとした。そのため、当室において「学習計画表」の様式の参考例を示し、高等学校等が「学習計画表」を作成し、特別支援学校分教室の学習支援員に送付するよう依頼した。

「学習計画表」により、主治医が学習の許可を判断する際の材料とすることができた。また、入院生徒は学習の見通しを持つことができ、特別支援学校分教室における学習だけではなく病室での学習にも活用することができた。さらに、学習支援員にとっては、「学習計画表」に沿って進捗状況を確認し、高等学校等に課題の量の調整等を伝えやすくなるなど、緊密な連携につながった。

#### エ 「連絡会議」における検討

##### a 取組内容

入院生徒支援に係る具体的な取組についての検討・検証を行った。

##### (a) 自治医科大学附属病院内おおり分教室

■開催日：5月18日、7月24日、11月12日、1月25日

■出席者：病院関係者（医師、看護師、保育士）、岡本特別支援学校（校長、教頭、分教室主任、学習支援員）、総合教育センター（研究調査部、教育相談部）、学校教育課、特別支援教育室 計23名

■内 容：・入院生徒への支援の状況報告  
・子ども医療センター以外の診療科に入院する高校生への対応について  
・「学習計画表」の作成・活用について  
・分教室に来られない入院生徒への対応について 等

■結 果：・入院生徒のいる病棟の看護師長も会議に出席し、課題を共有して改善策を検討することができた。  
・9月から子ども医療センター以外の診療科に入院する生徒に対しても支援を行うことができるよう、病棟において、支援に当たってのルール作り等を進めることとなった。  
・「学習計画表」を用いて、入院生徒の学習内容や量の調整を行っていくこととした。  
・アイソレーター管理が必要な場合は、ベッドサイドでの指導も可能であることを確認した。

##### (b) 獨協医科大学病院内ひばり分教室

■開催日：5月22日、7月17日、10月16日、1月22日

■出席者：病院関係者（医師、看護師、事務職員）、栃木特別支援学校（教頭、分教室主任、学習支援員）、総合教育センター（研究調査部、教育相談部）、学校教育課、特別支援教育室 13名

■内 容：・入院生徒への支援の状況報告

- ・子ども医療センター以外の診療科への入院生徒への支援に関する周知について
- ・特別支援学校分教室による支援を受けることについての同意書の提出について
- ・退院時カンファレンスについて 等

- 結 果：・第1回の会議において、医師から、施設設備や広報を所管している病院の事務部庶務課の出席についての希望が出され、第2回からの出席が実現した。その結果、子ども医療センター以外の診療科への周知やICTの活用に向けた環境整備について、円滑に進めることができた。
- ・支援申込みは高等学校等が特別支援学校に行くため、本人・保護者の意思が書面に表されないことから、同意書の作成について検討することとなった。
  - ・退院時のカンファレンスについて、病院の「退院支援室」等と特別支援学校分教室との連携により進めることとなった。

b 成果

各特別支援学校分教室における課題について関係者が協議することで、改善策が出され、支援体制の構築につながった。参加者についても、病院の事務部職員や、生徒が入院している診療科の看護師に会議への出席が提案され、柔軟に対応することができた。また、おおり分教室、ひばり分教室それぞれの改善策を互いに共有することで、より効果的な支援体制の構築につながった。

オ 「運営協議会」における協議

a 取組内容

教育支援体制整備に向けた取組状況の把握、成果の検証等を行った。

【委員】元特別支援学校校長会会長，自治医科大学附属病院副看護部長，獨協医科大学病院看護部長，高等学校長（県立高等学校長会推薦），岡本特別支援学校長，栃木特別支援学校長，県保健福祉部健康増進課長，学校教育課長，特別支援教育室長

(a) 第1回

■開催日：6月14日（木）

■内 容：講話「子どもの将来を見据えた教育支援の重要性：入院中の高校生への支援例」

（講師：埼玉大学教育学部 関 由起子 教授）

協議・入院高校生支援の状況

- ・入院高校生への教育支援体制整備に向けた今後の取組

【主な意見】

- ・入院している高校生についても規則正しく勉強する時間を作る必要がある。
- ・柔軟に対応する生徒と、特別の教育課程を組んで取り組む生徒とを分けて考える必要がある。休学という措置もある。
- ・オンデマンド型教育の特例制度を活用する場合、単位認定が可能であるのは74単位中36単位であるため、残りの38単位の修得について見通しがつくことが必要である。
- ・通信制高等学校への転学の仕組みも使いながら単位を取っていくと良いのではないかと。
- ・英語・数学等の段階的に教育をする科目だけでも学習支援ができる体制が組めると良い。

(b) 第2回

■開催日：12月20日（木）

■内 容：協議・入院生徒への教育支援体制整備事業の取組状況

・成果及び課題

【主な意見】

- ・病状によっては、学習が計画通りに進まないケースもあるので、柔軟に対応していく必要がある。
- ・学習支援員が入院生徒の学習状況を把握するという客観性が、評価をする上で重要である。
- ・教員が学習計画表を作成する負担感や、実技を伴うものをどのようにレポート形式にしていたら良いか等については、工夫も必要である。
- ・ICT機器の活用による遠隔授業については国も進めており、仕組みとして整えていくことも考えられる。
- ・仕組みが整い、人間関係ができて初めて学習の中身が動き出す。それを継続させるところに教育の意味がある。
- ・各学校の特別支援教育コーディネーターが校内研修を行う際に、このような話題を入れて周知していけると良い。
- ・事例を一つ一つ積み重ね、高校に知ってもらうことが必要である。

b 成果

- ・高等学校校長会推薦による代表が委員として出席したことで、高校の現場に即した有益な意見を得ることができた。
- ・第1回の運営協議会において、高校生の支援に携わっている埼玉大学関教授が講話を行ったことで、入院生徒への支援の必要性等について、委員が共通認識をもって協議を行うことができた。
- ・各委員からの意見の一部を教育支援の取組に反映させることができた。また、本県における支援体制の構築に向けての課題が明確になった。
- ・各委員からの意見を踏まえ、次年度の改善策等について検討することができた。

カ 他自治体における先進的取組についての現地調査

a 取組内容

(a) 福島県

■調査日：7月5日

■調査先：福島県立須賀川支援学校医大校・福島県教育庁高校教育課

■内 容：・特別支援学校センター的機能の活用による支援及び福島県立郡山萌世高等学校通信制への一時転学による支援についての聞き取り

・医大校及び病院内学習室の見学 等

(b) 京都市

■調査日：7月9日

■調査先：京都市立桃陽総合支援学校本校・京大病院分教室

■内 容：・特別支援学校センター的機能の活用による支援についての聞き取り

・本校及び分教室の見学、遠隔操作ができるカメラの実演見学 等

b 成果

対象生徒、支援方法、学習場所、学習内容、単位認定、ICT機器の活用等について情報を得ることで、本県における支援体制の構築に役立てることができた。特に、教育支援アドバイザー（福島県）や高校生支援医教連携コーディネーター（京都市）等の役割を担う立場の重要性や、同時双

方向型の授業により単位認定された事例（京都市）を知ることによって、具体的なイメージを持つことができた。

## ②学校・病院連携支援員（コーディネーター）の活用実績と成果

主な経歴・資格	活動内容実績（回数，活動形態）
配置していない	
具体的な活動内容と役割	活動の成果

## 【教育機会確保について（公募要領（ウ）・（エ））】

### ①取組内容と成果

#### （ウ）入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関する研究

##### （ウ）－1 学習支援員の配置による入院生徒への自主学习等の支援

###### a 取組内容

学習支援員を配置し、入院生徒の自主学习における支援内容の充実及び高等学校・病院との円滑な連携を目指した。

###### b 成果

学習支援員の配置により在籍高等学校等及び病院との連絡調整を円滑に行うことができ、入院生徒の学習状況について客観性が担保され、単位修得につなげることができた。

### 【入院生徒への自主学习の支援事例】

	生徒情報	入院期間 (支援期間)	学習内容等	備考 (生徒の変容，学校復帰の状況等)
1	県立 高等学校 1年	約4か月 (約2か月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学の復習，春休みの課題見直し</li> <li>・課題（古文・数学・英語等）</li> <li>・面接指導（国語・数学・英語）</li> <li>・中間テストの実施（5日間で9科目実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校が主体的に支援内容を検討し，中間テストの実施を含め支援を行った。</li> <li>・入学当初から入院加療していたが，高校とのつながりを保ちながら学習することで，円滑に学校復帰できた。</li> </ul>
2	他県 高等学校 1年	約2か月 (約2か月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現代社会・英語・簿記等の課題</li> <li>・面談（学年主任等）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県の生徒であるため，在籍校を所管する教育委員会への連絡後，学校間での連携を行った。</li> <li>・入学当初から入院加療していたが，初めて学ぶ簿記の学習を進めることができ，学校復帰がしやすい環境が作られた。</li> </ul>
3	高等 専修 学校 3年	約6か月 (約3か月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レポート（世界史・数学・英語・保健体育等）</li> <li>・総合的な学習（修学旅行欠席生徒課題）</li> <li>・ワーク（SPI・社会常識等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を受けて友達と一緒に卒業できる可能性ができたことで心理的な安定が図られ，入院当初保護者が付ききりで面倒を見ていた状態から，支援開始後には夕方だけ顔を出す程度となった。</li> </ul>



4	県立 高等 学校 2年	約4か月 (約3か月)	・課題(国語・数学・保健・家庭・ 機械等) *機械は、製図作成	・欠課時数が超過した科目があったが、特 別支援学校分教室での学習をその補充分 として事前に学習を進めておくことで、 単位修得が認められた。
5	県立 高等 学校 1年	約6か月 (約3か月)	・課題(数学・英語・物理・情報・ 美術等) *美術は、デッサン、立体デザイ ン、映像メディアの学習 ・NHK高校講座視聴(生物基礎等)	・検査日以外は毎日出席した。 ・欠課時数が超過したが、学習支援員の配 置により、学習状況の客観性が担保され、 成果を評価の際の参考とし、単位修得が 認められた。

(ウ) - 2 特別の教育課程による指導の研究

a 取組内容

特別の教育課程の編成についての検討(学校教育課・特別支援教育室)

【検討内容】

- ・特別の教育課程を編成する場合、学期ごとの単位認定が可能か、また、基本的に1年間で修得すべき単位を複数年かけて修得することができるのか、事例の整理が必要である。
- ・1年間の入院が確定しており、特別の教育課程を編成することで学習を担保できると見込めればオンデマンド教育の特例制度の活用の可能性が高まる。
- ・通信環境の整備、課題や教材の準備等、課題は多い。
- ・治療の状況から、計画通りに学習が進まない可能性もあり、特別の教育課程を編成することで、入院生徒の心理的負担となることも考えられる。
- ・入院期間が短期化され、年度途中の入退院がほとんどであることから、特別の教育課程を編成するのではなく、現状での学びをどのように生かして退院後の学校生活につないでいくことで対応できるかを検討することが優先される。
- ・一概に単位認定を目指すのではなく、入院生徒がどのような支援を希望しているのかを十分に聞き取り、個に応じた対応をすることが重要である。

例)・他の生徒と同じ学年で進級したい。

・学校復帰後に授業を受けて十分に学力を向上させ、大学進学をしたい。等

b 成果

入院期間が1年以内である入院生徒を対象とする支援について、以下のような考え方をまとめることができた。

- ・治療の状況等により、臨機応変に「学習計画表」を変更し教育支援を行う。
- ・学習支援員を配置し、入院生徒の学習状況を把握し、客観性を担保することで、単位認定の材料として活用できるものとなるよう配慮する。
- ・学習支援員の見守りの下取り組んだ学習の成果について、単位認定会議の際の参考とする。

(エ) 入院児童生徒等に対するタブレット端末等ICT機器及び通信機器等の有効な活用方法の研究

(エ) - 1 ICT機器及び使用環境の整備

a 取組内容

■使用回線

おおり分教室	病院の回線(医療関係者が使用する回線とは別の回線)を使用
ひばり分教室	校内LANの回線を使用

■導入機器

- ・ノートパソコン，タブレット，Webカメラ，ビデオカメラレコーダー，テレプレゼンスロボット「kubi」等

■病室におけるインターネット回線使用に向けた検討

- ・ポケットWi-Fiの使用は，条件付で可能（自治医科大学附属病院）
- ・ポケットWi-Fiの使用（インターネット・メール）は，「使用エリア」に限って可能（獨協医科大学病院）

b 成果

I C T機器を導入するとともに，使用回線を整えることができた。

(エ)－2 高校生支援に向けたI C T機器の活用に関する研修等の実施

a 取組内容

- ・Web会議ソフト「Zoom」の使い方（Windows版）

■実施日：おおり分教室 11月12日

ひばり分教室 1月11日

■講師：県総合教育センター研究調査部指導主事

■内容：「Zoom」の使い方の実際 等

- ・特別支援学校（病弱）におけるI C T機器活用の実践

■実施日：おおり分教室 12月21日

■講師：東洋大学文学部教育学科／大学院文学研究科 滝川国芳教授

■内容：テレプレゼンスロボット「kubi」の実際 等

- ・高等学校等とのWeb会議システムの試行・実践

■実施日：1月29日，3月8日

■対応者：ひばり分教室教諭・県立高等学校教諭

b 成果

研修の結果，教員がWeb会議システム「Zoom」の設定ができるようになり，小・中学部の児童生徒への指導に生かしたり，本校との会議で活用したりするなど，多くの場面で活用することができるようになった。高校生への支援では実際に活用していないが，高等学校等の環境が整い次第，有効に活用できるものと考えられる。

②学習の補充支援員の活用実績及び役割

主な経歴・資格（人数）	活動内容実績（回数，活動形態，対象）
教員免許状保有者（2名）	16時間／週×42週（岡本特別支援学校おおり分教室） 16時間／週×42週（栃木特別支援学校ひばり分教室）
具体的な活動内容と役割	活動の成果
○高校生への教育支援のための研究に係る業務分担を明確にした。教諭が教育支援に当たることでその技能を身に付け，次年度以降の入院生徒への支援に資することができるようにした。 1 生徒への自主学習の支援	○学習支援員が，生徒の学習状況を確認し，高等学校等に伝えることで，高等学校等が課題の量や難易度を調整する等，生徒の実態に応じた支援につながった。 ○学習支援員が毎週，1週間の課題をまとめて生徒に提示することで，生徒は見通しを持つ

<p>①生徒に対する学習の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習場所の予約，机・パソコン等の準備</li> <li>・学習の見守り</li> <li>・生徒の質問への対応（中学部教科担当へのつなぎ，高校教員へのつなぎ）</li> <li>・電子辞書やパソコンの使い方の説明</li> <li>・学習内容の記録・確認 等</li> </ul> <p>②高等学校等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習計画の確認</li> <li>・生徒の課題への取組状況の報告</li> <li>・面接指導の調整 等</li> </ul> <p>③病院との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調に応じた学習の可否についての確認</li> <li>・面接指導の可否についての確認</li> <li>・面接指導会場の予約 等</li> </ul> <p>2 関係者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの相談への対応</li> <li>・本事業の病院等への周知</li> <li>・分教室内での情報共有及び本校管理職への報告・連絡等</li> </ul>	<p>て学習を行うことができた。</p> <p>○学習支援員が，生徒の学習状況を適切に把握することで，該当生徒の学びを評価していく仕組みを構築することができた。その結果，支援を受けた生徒は，学校復帰時に学習に付いていけないのではないかという不安感を軽減させることができ，欠席が連続していても学校とのつながりを感じながら意欲を持って学習に取り組むことができた。</p> <p>○学習支援員が生徒との温かい人間関係を構築することができ，生徒は支援を心待ちにし，学習意欲にもつながった。生徒は「体調が悪くても会いに来てほしい」述べることもあった。</p> <p>○学習支援員が大学病院の事務部担当職員と連絡を取り合うことで病院における広報も進めることができた。</p>
---	---

### （３）入院児童生徒等への基本的な支援の流れ（フロー図）

別紙１ 参照

### （４）実施スケジュール（実績）

別紙２ 参照

## 3. 事業の課題と今後の方策

### 【体制整備・連携方法について（公募要領（イ））】

（イ）後期中等教育を受ける入院生徒が，退院後に復学又は転学を円滑に行えるよう，関係機関の連携方法の研究

（イ）－ 1 高等学校等との連携強化について

a 課題

今年度は，指導主事が入院生徒の在籍する高等学校等に出向いて本事業の説明を行い，高等学校等の理解を得て具体的な学習支援を実施することができたが，反面，高等学校等は説明を受けてから課題提供や面接指導のための体制作りを始めることになり，実際の支援が開始されるまでに時間が掛かってしまった。また，実技・実習科目への対応やICT機器の活用を効果的に進めていくこ

とができるようにするための連携方法についても課題がある。

b 今後の方策

県立高等学校に対し、年度当初に実施要項等を通知するとともに、県立学校長会議や県立学校教頭事務連絡会において周知を図っていききたい。また、県立高等学校の校長、特別支援教育コーディネーター及び養護教諭を対象とした研修会において、入院生徒への教育保障の意義や本事業の概要等について説明したい。その後、全ての県立高等学校において、研修を受講した特別支援教育コーディネーターを講師とした伝達研修を実施することにより、入院生徒に直接関わっている担任等にまでしっかりと情報を提供できるようにしたい。そして、このような取組を進める中で、入院期間が1か月未満の生徒への支援についても対応できるように準備を進めたい。

(イ) - 2 病院との連携強化について

a 課題

今年度は、高等学校段階の入院生徒への教育保障について、子ども医療センター以外の診療科への周知が十分にできなかった。高等学校等からの働き掛けだけではなく、病院からの働き掛けにより、入院している生徒やその保護者に対し、高等学校段階の入院生徒への教育保障について認知度を高める必要がある。

b 今後の方策

本人・保護者等へのリーフレットの配布等に加え、子ども医療センター以外の診療科の医師や看護師等が教育保障の意義と事業の内容をきちんと把握し、必要に応じて生徒や保護者に案内できるよう理解促進に努めたい。また、今年度同様、支援対象の生徒がいる診療科の看護師や事務職員等に連絡会議への出席について協力を依頼し、具体的な場面で対応を検討できるようにしたい。

【教育機会確保について（公募要領（ウ）・（エ））】

(ウ) 入院児童生徒等への復学又は転学を見据えた指導内容・評価等に関する研究

(ウ) - 1 学習支援員の配置による入院生徒への自主学習の支援の充実

a 課題

生徒の学習の質を向上させることが課題である。生徒の学習内容は、プリントやワーク等を用いた個別の課題学習が中心であり、教員が直接教科指導をする場面は、在籍校の教員による対面での指導に限られている。そのため、学習の過程で生じた質問には、十分に対応できていない状況がある。学習支援員が生徒の理解状況や困り感等を把握し、在籍高等学校に伝える等、よりきめ細かな対応が求められる。また、実技・実習科目への対応についても十分とは言えないことから、特別支援学校分教室において対応できる学習内容や方法についても検討が必要である。

さらに、入院期間が1年を超える生徒に対する単位認定については、自主学習の支援だけでは対応することが難しいため、同時双方向型授業等の他の方策を検討する必要がある。

b 今後の方策

高等学校等と特別支援学校分教室との間での検討を充実させ、具体的に支援内容について検討を深める場面を設けられるようにしていきたい。併せて、入院期間が1年を超える生徒への単位認定を含めた教育保障の充実についても検討を進める必要がある。

(ウ) - 2 入院生徒に対するICT機器の効果的な活用

a 課題

今年度は、NHK高校講座の視聴により講義形式の学習を行った生徒はいたが、高等学校等からの授業配信や、録画した授業の提供は行われなかった。また、Web会議システム「Zoom」の活用等の研修を行ったが、実際に高校生の学習の場面では活用できなかったため、双方向性は確保されず、

学習の過程で生じた質問への対応等は十分とは言えなかった。

b 今後の方策

入院生徒に対する高等学校等からの授業配信や教科担任との質疑応答のために、病室でのインターネット回線の使用に向けて病院関係者等の理解啓発に努めたい。また、高等学校等がICT機器を活用した取組を進めることができるよう、高等学校の教職員を対象とした研修を行うことも考えられる。